

第1章 総論(案)

1 鏡野町の概要

(1) 計画の趣旨

鏡野町は、平成17(2005)年3月1日に鏡野町、奥津町、上齋原村、富村が合併し、新たな町となり、それぞれの地域が持つ歴史や文化を大切にしながら発展を遂げてきました。

平成28(2016)年度より、「鏡野町第2次総合計画」に掲げた基本方針「森といで湯と田園文化の里」をキャッチフレーズに、「ひとと自然にやさしい虹が広がる里」をスローガンとして町勢の振興を図るため、5つの柱を掲げ、特に「鏡野町健康づくり条例」の制定や子育て環境の充実など、町独自の政策に工夫をしながら、さまざまな課題解決の取組を行ってきました。そして同時に「かがみの地方創生総合戦略」により、人口減少、少子高齢化対策となる地方創生施策を展開してきました。

合併から20年が経った今、目まぐるしい社会情勢の変化の中で、人口減少・少子高齢化の進行は留まることを知らず、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与えている状況です。

これに加え、社会の成熟化が進み、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと変化してきており、全国的な犯罪の増加、物価の高騰、デジタルやAI技術の進歩をはじめとした社会状況の変化や多様化・高度化する町民ニーズに对应していくことが求められています。人口減少をゆるやかなものとし、将来にわたって持続的に発展していける鏡野町を次世代につないでいくため、町民がいきいきと豊かに暮らせるまちの実現を目指していく必要があります。

「いつまでも暮らし続けたい」と思える鏡野町を実現させるため、社会経済情勢及び地域の状況、これまでのまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、まちづくりの総合的な指針として「鏡野町第3次総合計画(以下、本計画という。)」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

町の最上位計画であり“本町のまちづくりの道しるべ”

総合計画は、本町におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す「まちづくりの道しるべ」としての役割があります。

町民と行政がともにつくる“まちづくりのための行動指針”

総合計画は、町民と行政が共存・協働の心を持ち、対話や交流を重ね、理解と共感を大切にし、協力し合う関係を生み出し、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する「協働のまちづくりのための行動指針」としての役割があります。

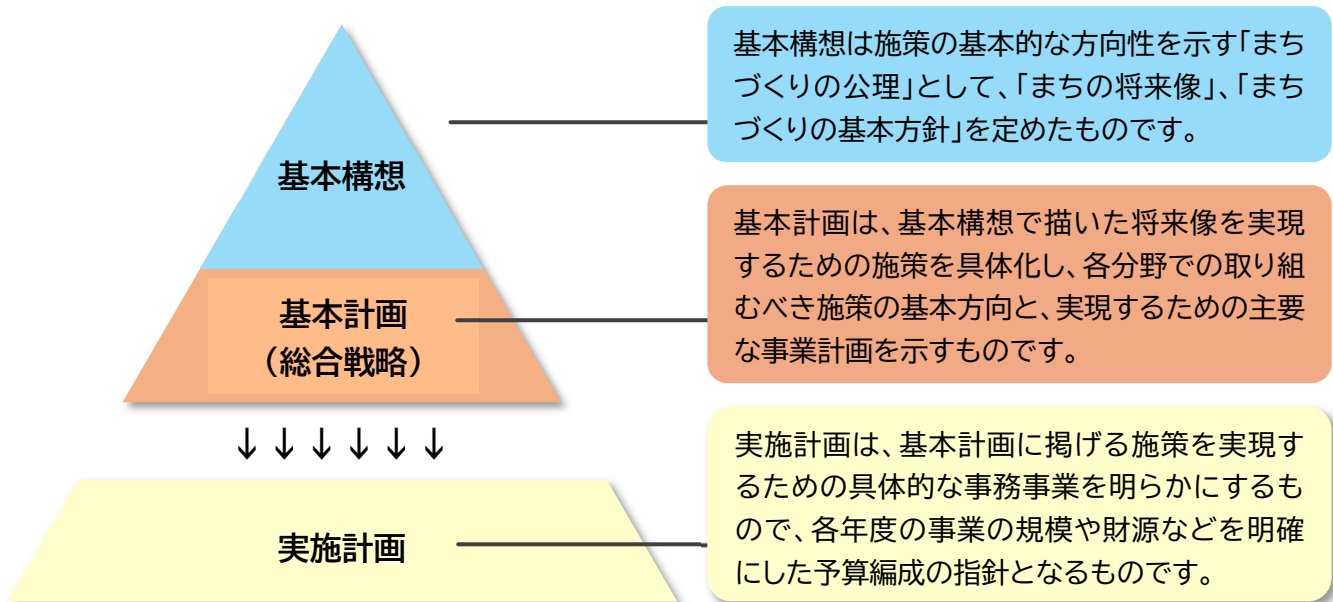
計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

総合計画は、本町が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するための計画でもあります。目標(目指す姿)を明確にし、その目標の達成度を測る「進行管理のものさし」としての役割があります。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」で構成されています。また、その下に施策の主要事業を示す、実施計画があり、毎年別途策定しています。

■総合計画の構成とその役割



■計画の進行管理と行政評価

計画の進行管理にあたっては、成果重視の効果的かつ効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして「行政評価」を活用します。

本計画では、計画期間において目指すべき将来像を明確にし、将来像実現のために、政策・施策・事務事業がそれぞれ目的・手段の関係として構築される政策体系を整理し、各施策については具体的な成果を図るための指標と目標値を設定します。

これにより、毎年度終了後に達成状況を評価し、評価結果に基づいての適切な資源配分(財源や人などの配分)を行い、行政経営に反映させていきます。

また、評価結果については町民に公表することにより透明性の確保を図っていきます。

計画 期間	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 13 (2031) 年度	令和 14 (2032) 年度	令和 15 (2033) 年度	令和 16 (2034) 年度	令和 17 (2035) 年度
基本 構想	まちづくりの指針として策定									
基本 計画	前期計画 5 年間					後期計画 5 年間				
実施 計画	計画は毎年見直し・更新									

(4) SDGsとの関係

SDGsとは、持続可能な開発目標のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示されています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、本町では、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えるために、本計画の各分野において、関連する目標指標を掲げることにします。



目標	主なターゲット
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 鏡野町を取り巻く状況と町への影響

本計画を策定するにあたっては、時代の潮流を把握し、それに的確に対応することが重要です。以下にその全国的な流れや町の状況を示します。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、令和2(2020)年の国勢調査では1億2,614万人と、約200万人の減少となっています。人口減少とともに少子高齢化も進行しており、令和5(2023)年8月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した出生中位推計の結果に基づけば、令和38(2056)年には1億人を割って9,965万人となると推計されています。

本町においては、昭和25(1950)年をピークに人口減少が進んでおり、令和2(2020)年の国勢調査では12,062人、高齢化率は38.8%となっています。このまま、少子高齢化が進むことで、福祉・介護等に関する社会保障費の増大、労働力人口の減少による経済の縮小のほか、地域を支える担い手の減少による地域活力の低下や限界集落、消滅集落の状況が目前にまで迫っています。

(2) 地方創生の推進

東京一極集中の傾向がいまだ継続している状況において、都市部への人口流出が続き、地域では若年層や働き手の不足、地域コミュニティの縮小といった問題が顕在化しています。

産業面では、第一次産業や製造業など地域の基幹産業の維持・発展が大きな課題となっている中で、近年の円安による輸入コストの増加から、エネルギー、肥料、原材料等の価格の高騰が進んでいます。そのため、改めて第一次産業の安定が求められています。

国においては令和7(2025)年6月に「地方創生2.0」の基本構想を閣議決定し、避けられない当面の人口減少を正面から受け止めつつ、地域の特性に応じた戦略のもとで、AIやデジタル技術の徹底活用、関係人口の拡大、広域連携によるサービス提供体制の強化、そして地域資源を活かした「稼げる地域経済」の実現を目指しています。

本町においても、「第3期かがみの創生総合戦略」のもと、地域資源を活かした産業の強化や暮らしの質の向上を図りつつ、人口減少社会においても持続可能で活力ある地域社会の実現を目指します。

本町の地方創生の取組においては、地域に暮らす人々に加え、地域内外の人的交流を通じて、新たな価値や魅力を創出する活動を推進することが重要です。これらの取組は、住民、企業、団体などと行政が一体となって展開していくことが求められます。

中でも、第一次産業の維持を根幹とした経済の安定と改善は、喫緊かつ最重要の課題です。本町の特性を広く発信し、地域産業の活性化とともに、交流人口や関係人口の増加を図ることで、地方創生の推進を一層加速させる必要があります。

(3) 地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や人口減少、都市化やライフスタイルの多様化など、さまざまな要因を背景に近所付き合いや自治会・町内会等の地縁組織などの付き合いにおけるつながりが弱くなり、地域コミュニティの変容が問題となっています。

特に、地域におけるさまざまな活動の担い手の高齢化や新たな担い手がないことでの役割の継続ができなくなってきており、地域活動や地域コミュニティの存続自体が危ぶまれています。

本町においても、ボランティアやNPO等による地域貢献活動や、地域や社会問題を解決するため、持続可能な活動と合わせた地域づくりが必要となってきました。

町内会など従来の地縁組織に対する支援を進めるとともに、地域課題等に応じて活動する団体をブリッジ的につなぎ、互いの特徴や個性を生かしながら、よりよい地域づくりを進め、個々の興味に応じた活動の場や機会を形成しながら、多くの関係住民がまちづくりに参加できる体制の構築が求められています。

(4) 地域共生社会の実現

老老介護をはじめ、介護と育児の両立、高齢の親が障害のある子どもや引きこもりの子どもの世話をしていく生活など、いわゆるダブルケアを必要とする人が増えているほか、近年では子どもが日常的な家族ケアを請け負わざるを得ない“ヤングケアラー”も問題視されており、抱える問題や悩みも複雑化・多様化している状況にあります。

国においては、こうした制度の狭間に置かれた支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現」を政策の柱に据え、分野横断的かつ包括的な支援体制の構築を進めています。特に、平成28(2016)年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が明確に位置付けられました。令和3(2021)年には重層的支援体制整備事業が創設され、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う取組が全国で広がりつつあります。

しかし、地域共生社会の実現には、地域ごとの人材不足、財源の制約、関係機関同士の連携課題など、なお多くの課題が残されています。今後は、住民の主体的な参画を促す仕組みづくりや、民間・行政・NPO等が緩やかにつながりながら地域の課題に取り組む体制整備が不可欠です。持続可能な地域社会を築くためには、住民一人ひとりが“共に生きる”という意識を持ち、多様性を包摂する社会づくりを目指すことが求められています。

本町では、高齢化とともに、考え方や生き方の多様化が進み、地域でのさまざまな問題も多様化・複雑化しています。住民の積極的な社会参画の上で、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

(5) 安全・安心な社会の実現

わが国では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から数多くの大規模災害が発生しており、全国各地に甚大な被害がもたらされています。平成23(2011)年の東日本大震災ではマグニチュード9.0の巨大地震と大津波が発生したほか、平成30(2018)年の西日本豪雨災害をはじめとする台風や豪雨による災害など、最近でも各地において大規模でさまざまな自然災害が発生しています。近年では、令和6(2024)年1月1日の令和6年能登半島地震においては、大きな地震とそれに続く豪雨により、多重複合災害化したことで、被害の拡大がありました。

また、南海トラフ地震の発生が不安視されており、令和6(2024)年8月には初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、より一層の災害への対応や備えが求められています。

さらに、近年ではなりすまし詐欺や強盗事件など、若者を巻き込んだ犯罪被害が増加しており、治安維持のための防犯対策も必要となっています。

本町においても、町民の命と財産を守り、被害を最小限にする減災対策や要配慮者対策、町土の強化などに取り組む必要があります。

また、近年多発する犯罪に対して、個別の防犯意識の向上と地域全体での治安維持が重要です。

(6) 多様性を認めあえる社会づくり

地域には、高齢者や若者、子ども、障害のある人、外国から来た人、LGBTQ+など、さまざまな人が住んでいます。誰もが活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認め合える多文化共生社会の実現が求められています。

本町においても、人権が尊重され、地域で誰もがいつまでも暮らしていける社会づくりを進める必要があります。また、個人の意識改革だけでなく、教育・企業・行政等との連携による取組の推進も必要です。

(7) 持続可能な社会に向けた環境政策の展開

地球の環境問題として、世界人口の増大による天然資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人間活動に伴う地球環境の悪化をはじめとして、気候変動に伴う温暖化や自然災害の頻発、生物多様性の損失など、さまざまな課題が生じてきています。

国では、令和6(2024)年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた計画となっており、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

SDGs(持続可能な開発目標)においても、水・エネルギー、気候変動などといった地球環境そのものの課題及び地球環境の持続可能性と密接に関わるゴールが数多く含まれており、世界的にも環境問題に対する取組は重要視されています。

本町において、良好な環境と美しい景観の維持・確保は町の存続にとって根幹となる事柄です。町民や訪れる人にも癒しを提供している景観と居心地の良さをさらに向上させていくことが求められます。また、住民との協働による持続可能な環境政策も進めていく必要があります。

(8) SDGs(持続可能な開発目標)に関する取組の展開

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さない包摂的な社会づくりを誓っています。

我が国においては、「SDGs推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策を示しています。さらに、SDGsを全国的に推進するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を盛り込み、達成に向けた取組の推進を促しています。

本町においても、「誰もとり残さない」包摂的な地域づくりを町民、事業所、行政が協力して進めていく必要があります。

(9) ICT(情報通信技術)等の進展

現代のわが国においては、情報通信ネットワーク基盤が急速に充実してきています。また、ICT(情報通信技術)は日々進化し、インターネット利用の増大とIoT(モノのインターネット)の普及が進んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートによる仕事の在り方が確立されるとともに、ビッグデータやAIの急速な進歩により、その利活用は加速し、地域課題の解決や産業の効率化・活性化につながっています。

本町の地方創生においても、IoT及びビッグデータ、AIを活用した第4次産業革命のイノベーションを加速させていくことで、限られた人的資源の中でも、地域の魅力を最大限に発揮し、自立した豊かな町の実現につなげていくことが求められます。

3 まちづくりの成果と課題

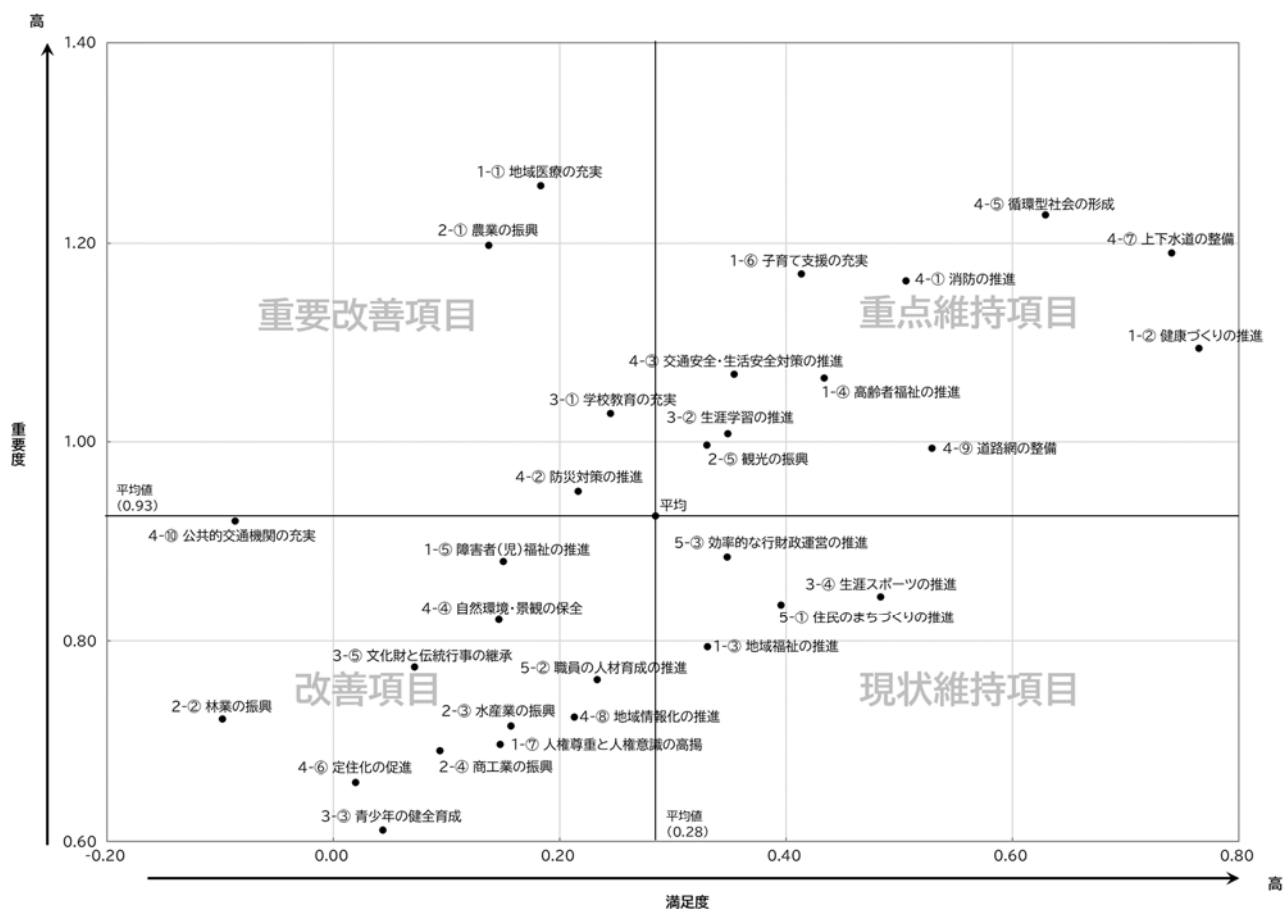
(1) 住民からの評価

① 住民意識調査

町民の皆様、これまでの町の取組に対して評価をしていただくとともに、これからのまちづくりに対する考えをお聞きすることで、今後の町政運営の基礎資料とするものです。調査結果は、今後の町の取組の達成度を測る指標とし、町民の皆様に満足していただける町政の実現に向けて活用することを目的としています。

■調査の実施概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の方の中から無作為に抽出
対象数	2,000人
調査期間	令和7(2025)年1月9日～2月7日
調査方法	郵送による配布回収またはネット回答
回収状況	673件(うち、紙回収513件、ネット回収160件)、回収率33.7%



重要度と満足度の算出方法は下記計算式を用いています。

$$\text{満足度} = \frac{(\text{満足}) \times 2 + (\text{どちらかといえば満足}) \times 1 + (\text{どちらともいえない}) \times 0 + (\text{どちらかといえば不満}) \times (-1) + (\text{不満}) \times (-2)}{(\text{有効回収数}) - (\text{無回答})}$$

$$\text{重要度} = \frac{(\text{重要}) \times 2 + (\text{やや重要}) \times 1 + (\text{どちらともいえない}) \times 0 + (\text{あまり重要でない}) \times (-1) + (\text{重要でない}) \times (-2)}{(\text{有効回収数}) - (\text{無回答})}$$

重点維持項目: 満足度も重要度も高い項目→このまま維持を続けていきたい項目

現状維持項目: 満足度が高いものの、重要度はあまり高くない項目→このまま維持を続けていきたい項目

重点改善項目: 重要度が高いにも関わらず、満足度が低い項目→早急に対策を講じる必要がある項目

改善項目: 満足度も重要度も高くない項目→優先度は低いものの、対策を講じる必要が出てくる項目

重点維持項目は、「1-① 地域医療の充実」「2-① 農業の振興」「3-① 学校教育の充実」「4-② 防災対策の推進」の4項目であり、優先的に取り組んでいくことが求められています。

重点改善項目	重点維持項目
1-① 地域医療の充実 2-① 農業の振興 3-① 学校教育の充実 4-② 防災対策の推進	1-② 健康づくりの推進 1-④ 高齢者福祉の推進 1-⑥ 子育て支援の充実 2-⑤ 観光の振興 3-② 生涯学習の推進 4-① 消防の推進 4-③ 交通安全・生活安全対策の推進 4-⑤ 循環型社会の形成 4-⑦ 上下水道の整備 4-⑨ 道路網の整備
改善項目	現状維持項目
1-⑤ 障害者(児)福祉の推進 1-⑦ 人権尊重と人権意識の高揚 2-② 林業の振興 2-③ 水産業の振興 2-④ 商工業の振興 3-③ 青少年の健全育成 3-⑤ 文化財と伝統行事の継承 4-④ 自然環境・景観の保全 4-⑥ 定住化の促進 4-⑧ 地域情報化の推進 4-⑩ 公共的交通機関の充実 5-② 職員の人材育成の推進	1-③ 地域福祉の推進 3-④ 生涯スポーツの推進 5-① 住民のまちづくりの推進 5-③ 効率的な行財政運営の推進

② 小中学生アンケート調査

次世代を担う町内の小・中学校の児童・生徒を対象にアンケート調査を行い、意見や要望を把握し、計画策定の基礎資料として活用しました。

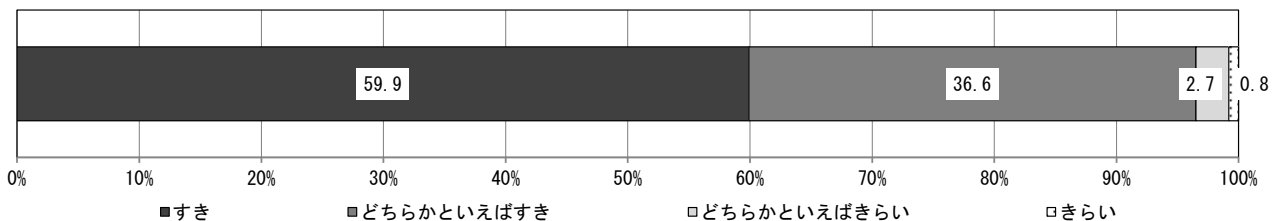
■調査の実施概要

調査対象者	鏡野町内にお住いの小学4年生から中学3年生までの児童・生徒
対象数	合計:641件 小学4年生:102名、小学5年生:125名、小学6年生:107名 中学1年生:94名、中学2年生:91名、中学3年生:122名
調査期間	令和6(2024)年12月9日～12月27日
調査方法	タブレットを活用したネット回答
回収状況	489件、回収率76.3%

【鏡野町のことが好きですか】

鏡野町のことが「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した子どもは96.5%であり大半を占めています。

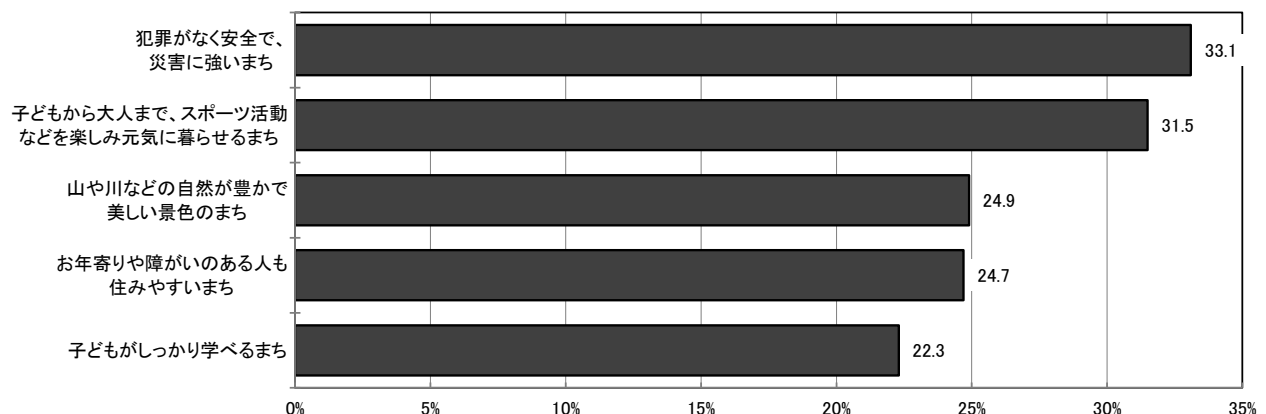
(SA) n=489



【鏡野町がどんなまちになってほしいか(したいか) ※上位抜粋】

今後、鏡野町がどのようなまちになってほしいか、どのようなまちにしたいか、については、「犯罪がなく安全で、災害に強いまち」が33.1%で最も高く、次いで「子どもから大人まで、スポーツ活動などを楽しみ元気に暮らせるまち」が31.5%で続いています。

(MA) n=489



③ 地域懇談会

この懇談会は、本計画の策定にあたり、各地区の皆様のご意見をお聞きするために、令和7(2025)年6月に町内12地区を回り実施しました。

■地区別懇談会意見要綱

共通的事項(頻出上位 10 項目)	
・ 観光の充実(奥津、自然、農地)	・ 公共交通の充実・改善
・ 河川や道路の環境整備	・ 医療(医師)の充実
・ 農業の技術研究・事業承継	・ 農地の保全・活用
・ 高齢化・人口減少への対応	・ 若者の働く場の創出
・ 自然環境の保全・活用	・ こどもの体験・教育の充実
エリア別の意見概要	

鏡野地域

高齢者が元気な町づくり
奥津湖を拠点とした観光と特産品開発
自転車トレイルコースの整備
旧校舎・公民館跡地の有効活用
通学歩道や道路脇用水路等の安全整備強化
耕作放棄地・竹林への支援・利活用
地域交通バスや通院支援の充実
農業・林業後継者支援と振興
災害対策や弱者向け避難整備の強化
まちの美化やゴミ収集頻度の改善

奥津地域

企業誘致、仕事紹介等、若者や移住者向けの仕事確保
空き家の活用や農地利活用の推進
高齢者向けの交通整備やバス利便性の向上
奥津温泉の活性化や観光施設の維持管理と魅力発信
AI 対応の教育や公民館活用による社会教育の強化
猟友会との連携強化など、鳥獣害対策・森林保全対策
木材のチップ活用、共生や防災を踏まえた森づくり
過疎地域の維持・存続のための交通・教育・税制等への支援
職員による地域現場の把握や公民館活用の充実
行政主導による移住者交流会や移住パンフレットの充実

富地域

富診療所や北部の医療体制の維持・充実
ひらめ祭りなど地域行事への支援の継続
旧小学校や保育所の利活用と運営方針の明確化
免許返納後等、高齢化に対応した交通整備
農地管理や育苗に関する実効性ある施策の推進
文化財や富運動公園などの継続的な整備支援
自然保護と暮らしやすさを踏まえた発電施設有無の検討
誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現
ふるさと公社の施設管理や運営基盤強化の検討
地域に合った人口推計、振興計画の策定と実行

上齋原地域

国民宿舎いつき跡の解体と再整備の早期実現
若者の雇用創出と企業誘致
学校跡など、教育・公共施設の有効活用
災害後に発生している危険か所や橋梁修繕等への対応
鹿の増加への対策と森林の再生といった里山保全
高齢化に対応できる医療体制の維持と確保
自然を活かした観光の充実と宿泊施設の整備
公衆トイレの改修等、観光周辺環境の改善
イベントの縮小でなく継続的支援の実現
人口比だけでなく面積比等を加味した支援制度の検討

④ 小中学校への学校訪問

未来を担う子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、率直な意見を伺うため、令和7(2025)年1月に学校を訪問しました。児童・生徒がどんな「まち」に住みたいかを考えてもらいました。

■鏡野町の未来に向けた小学生の考え

町内小学6年生(107名)からご意見をいただきました。

みんなからの要望

- 公園やスポーツ施設を増やしてほしい
- インターネット環境をよくしてほしい
- 自然を守り、環境破壊をやめてほしい
- バスなど交通手段を使いやすくしてほしい
- 自然や動物と触れ合える公園や広場がほしい
- 災害があったときの避難所や安全対策をおねがいしたい
- みんな仲良く、賑わいのあるまちになってほしい
- 犯罪や事故のないまちにしてほしい
- きれいで美しいまちにしてほしい
- 通学路をきれいにしてほしい
- 高校や大学がほしい
- コンビニやお店を増やしてほしい
- 学校の設備を良くしてほしい



鏡野町の将来像

- 近所の人同士が仲良し
- 働く場所がふえたら良い
- 観光スポットがたくさんある
- インターネットで町をアピール
- 自然がきれいで大切にされたまち
- 町のイベントがたくさんある
- 高齢者を支える仕組みができています
- 空き家が活用と削減されている
- 農業体験の場がある
- 交通が便利なまち
- 若い人が帰ってきたくなるまち
- 町のよさをアピールできるまち
- 木材などのまちの資源を活用する
- 遊ぶ場所がたくさんある



■鏡野町の未来に向けた中学生の考え

町内中学1・2年生(185名)からご意見をいただきました。

みんなからの要望

- スポーツ施設や遊ぶ場所を充実させてほしい
- 地域のイベントをなくさないで
- バス路線や本数をもっと使いやすくしてほしい
- 企業誘致などで働く場所が増えるとよい
- 避難所や防災グッズ・防災イベントの充実
- ネット環境の改善とそれを活用した情報発信
- 映えスポットで若い人を呼ぶ
- 吹奏楽でまちを盛り上げたい
- 商業施設や集まれる場所を増やす
- 交通安全や犯罪への対策
- 自転車でも安心して通れる道に
- 高校や専門学校がほしい



鏡野町の将来像

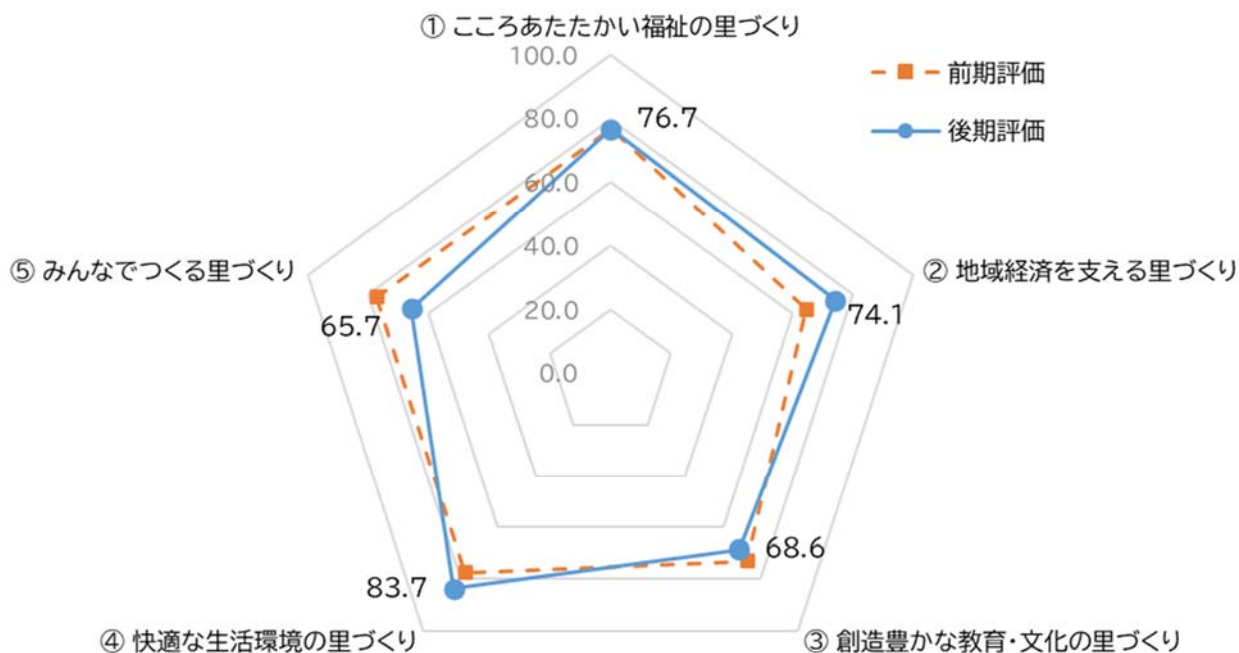
- 人が増え、交流やにぎわいのあるまち
- まちの知名度を上げる
- 災害に強い鏡野町
- 多様性に配慮のあるまち
- 若者にもわかりやすい まちの情報発信
- こどもが安全に過ごせるまち
- 高齢者が安心して過ごせるまち
- 娯楽施設があるまち
- 美しい自然環境の保護
- 移動と買い物が便利なまち
- 事件、事故、犯罪が少ないまち
- ごみの少ないまち
- みんなが仲良く助け合えるまち
- 奥津や上齋原、富でも暮らしやすく



(2) 取組の評価

鏡野町第2次総合計画後期基本計画の①～⑤の5つの基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」について評価を行いました。

施策の基準は下記表のとおりで、施策ごと採点(A:100、B:80、C:60、D:40、E:20に配点)を行い集計した結果、計画全体の評価点は76.1であり、前期評価の74.2を上回りました。また、前期評価に比べて、「基本目標5 みんなでつくる里づくり」の評価点が比較的低くなっています。



■評価基準

達成度	評価内容	達成状況	配点
A	後期基本計画に掲げた施策を達成した。	80～100%	100
B	後期基本計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度	80
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度	60
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度	40
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満	20

4 第3次総合計画策定にあたって

本町では、今後さらに進行する人口減少と高齢化により、主要産業や地域コミュニティに様々な課題が顕在化していくことが予想されます。加えて、インフラの老朽化、税収の減少、担い手不足などが地域経済に影響を及ぼすとともに、住民の暮らしにも不安が広がっています。

今後の行政運営では、変化の激しい状況の中で、変化や課題を予想しながら、どのような将来像を目指すのかを明確にし、地域の人々の力を中心として、現時点から実行すべき施策を段階的に整理・実行していく視点が重要となります。地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中で、豊かで多様な価値観を背景に、すべての住民が安心して暮らし続けられる持続可能な社会の構築が求められます。

そのためには、限られた人的資源をめぐって競い合うのではなく、互いに連携しながら協力体制を築くとともに、新たな技術を活用し、各主体が保有する情報や資源を共有・融通することにより、組織や地域の枠を越えたネットワーク型社会の構築が重要です。

加えて、急速に進行する円安や物価高騰の影響により、住民生活や地域経済に対する圧力が高まる中、困難に直面する人々や地域医療、地域福祉体制の維持に対する支援など、地域社会の維持を継続的に行う必要があります。住民の暮らしと経済を守る基盤として、地域の実情に即した判断を主体的に行いながら、テクノロジーの活用と多様な地域主体との連携を通じて必要な行政サービスを柔軟に提供する体制が求められています。

いつまでも暮らしやすい鏡野町とその将来像の実現に向けて、町議会や住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を構成する多様な主体が、資源制約のもとで「何ができるのか」「どのような将来を実現したいのか」について議論を重ね、将来ビジョンを共有しながら計画を着実に推進していくことが求められます。

第2章 基本構想(案)

1 まちの将来像

(1) 基本理念

次の3つ基本理念を掲げ、今後も誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを進めます。

① 交流・連携するまち

人と人、地域と地域が多様な価値観や立場を尊重し合い、心と心で結び合い、支え合って、お互いの存在をパートナーとしてより高めていくことができるまちの実現を目指します。

② 安全・安心なまち

地域の連携により、保健・医療・福祉、防災・減災等、生涯の様々な段階や局面で住民を支援する体制が充実した安全で安心な地域社会の構築を目指します。

③ こどものきらめく夢・未来を実現するまち

こどもたちが夢を抱き、希望と誇りをもって未来を創造できるまちの実現を目指します。

(2) 将来像

誰もが 安心してくらせる 笑顔あふれるまち

ふるさととして愛され続け、子どもから大人まで多くの笑顔があふれる鏡野町を目指します。

(3) キャッチフレーズ

花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町

～このキャッチフレーズに込められた思い～

このキャッチフレーズは鏡野町在住の高校生が考えたものです。4つの町村が合併し、自然や文化、人々の努力が実を結び、これから町が発展していくこと、地域の魅力が開花・開拓されることを表しています。また、“未来へ駆ける”には持続可能な未来へ進んでいく力強さや明るい未来に向けての思いが込められています。

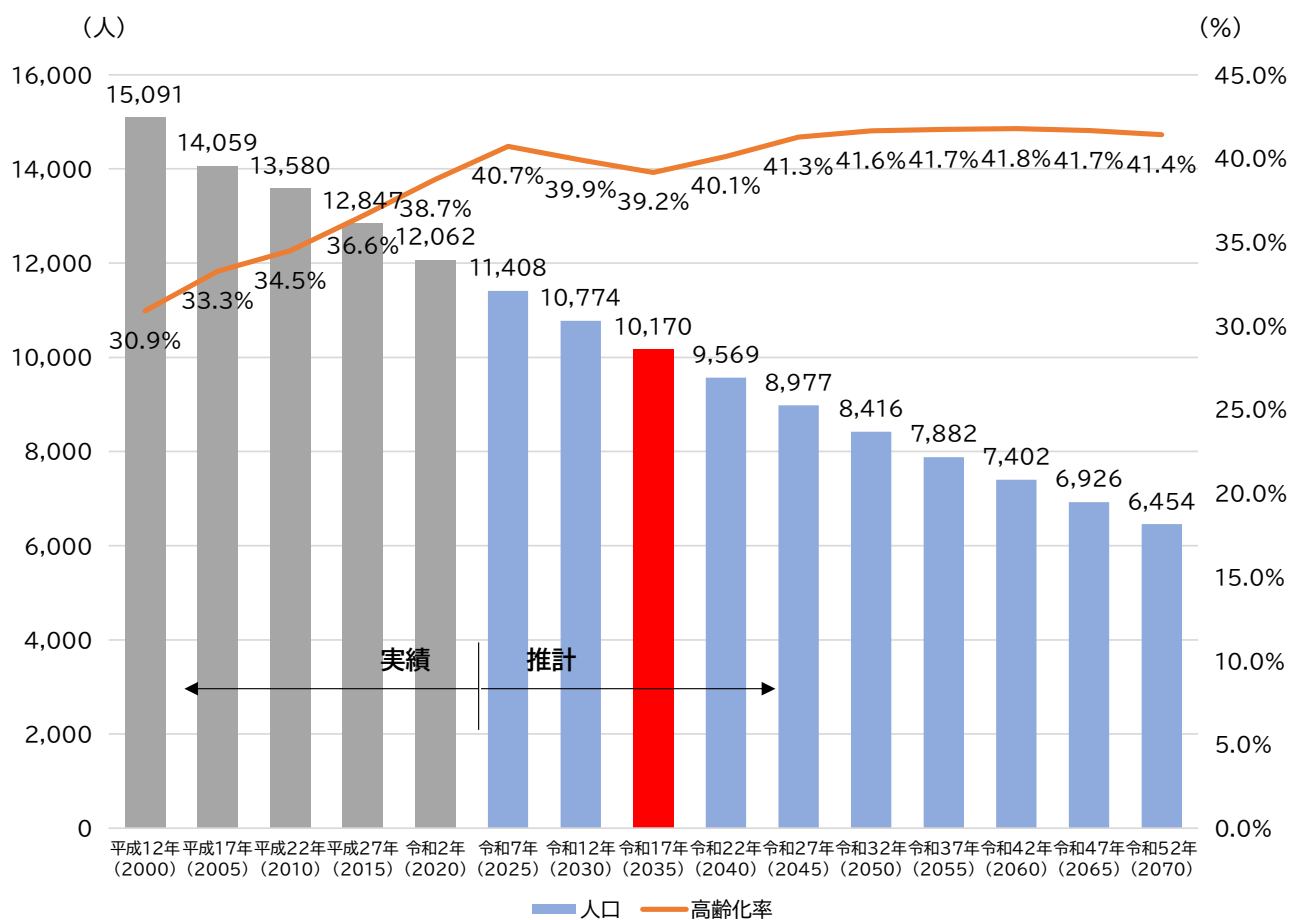
※このキャッチフレーズは合併20周年記念の行事の一環として募集し、最終的に鏡野中学校の生徒による投票で決定しました。

2 将来人口

本町の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)によると、今後も減少し続け、基本構想の最終年次である令和17(2035)年には10,170人になることが予測されています。

一方、高齢化率については増加傾向にあり、令和7(2025)年には40.7%になることが予想されており、そこから令和17(2035)年までは一時的に減少するものの、再び増加に転じることが予測されています。

このような人口減少と高齢化の状況を認識したうえで、今後更に厳しくなることが予想される財政状況を踏まえ、限りある資源を有効活用する仕組みとして行政経営システムを確立し、町民ニーズを的確に反映した町政運営を行う必要があります。



※実績値「平成12(2000)年～令和2(2020)年」:国勢調査

※推計値「令和7(2025)年～令和32(2050)年」:

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)

※推計値「令和37(2055)年～令和52(2070)年」:独自推計

※高齢化率:65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

3 土地利用について

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、限りある資源であり、町の貴重な財産です。自然環境の保全、安全性を前提として計画的な土地利用を進める必要があります。

(2) 土地利用の基本方針

① 人口減少下で活力を維持するための土地利用

人口減少や高齢化が進む中、地域の持続的な活力を保つためには、住みやすい環境を整備する必要があります。

各地域のバランスを考慮しつつ、生活利便性の高い都市計画区域や振興センター周辺を中心に、公共施設、都市機能を一定のエリアに集約し医療福祉施設の確保、民間活力の誘導により、人口減少を視野に入れた土地利用を目指します。また、荒廃地や未利用地について住宅用地、商業用地、交流広場などへ転換を促し、地域活力の維持を図ります。

② 防災・減災のための土地利用

災害リスクの高い区域における土地利用の制限や災害に備えハード整備、ソフト対策を一体的に取り組み、被害を最小限に抑えます。保全地域と利用可能地域を明確に区分し、災害に強い地域を形成します。

③ 自然環境の保全と活用に配慮した土地利用

自然豊かな森林の適切な保全と管理に努めながら、状況に応じて活用を図ります。また、農用地は優良農地の保全と集約を図りながら、農業集落と調和のとれた良好な地域環境、多面的機能の維持に努めます。

4 都市計画に関する基本的な方針

(1) まちづくりの基本理念

土地は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、町民の生活及び生産を通じた諸活動の基盤であり、さらに、本町の恵まれた自然は、町民共有の貴重な財産であります。このため、地域ごとの現況や特性等を踏まえ、良好な田園風景や自然環境との調和に努めながら、生活環境施設の維持とあわせ、産業の振興、商業・業務機能の充実を図り、職住が適正に配置された利便性の高いまちづくりを進め、地域拠点機能を維持します。

住民が安全・安心に生活を営めるように地震、台風や水害等に対する防災環境の向上を図るため、地域住民による自主防災組織の形成や産官民の協働による「減災」を目指し、「災害に強いまちづくり」に向けた取組を推進します。また、都市計画区域については、居住や医療、福祉等の都市機能の集約化に向け、都市を形成する主要な施設等の計画的な土地利用を図り、コンパクトで持続可能な都市構造を目指します。

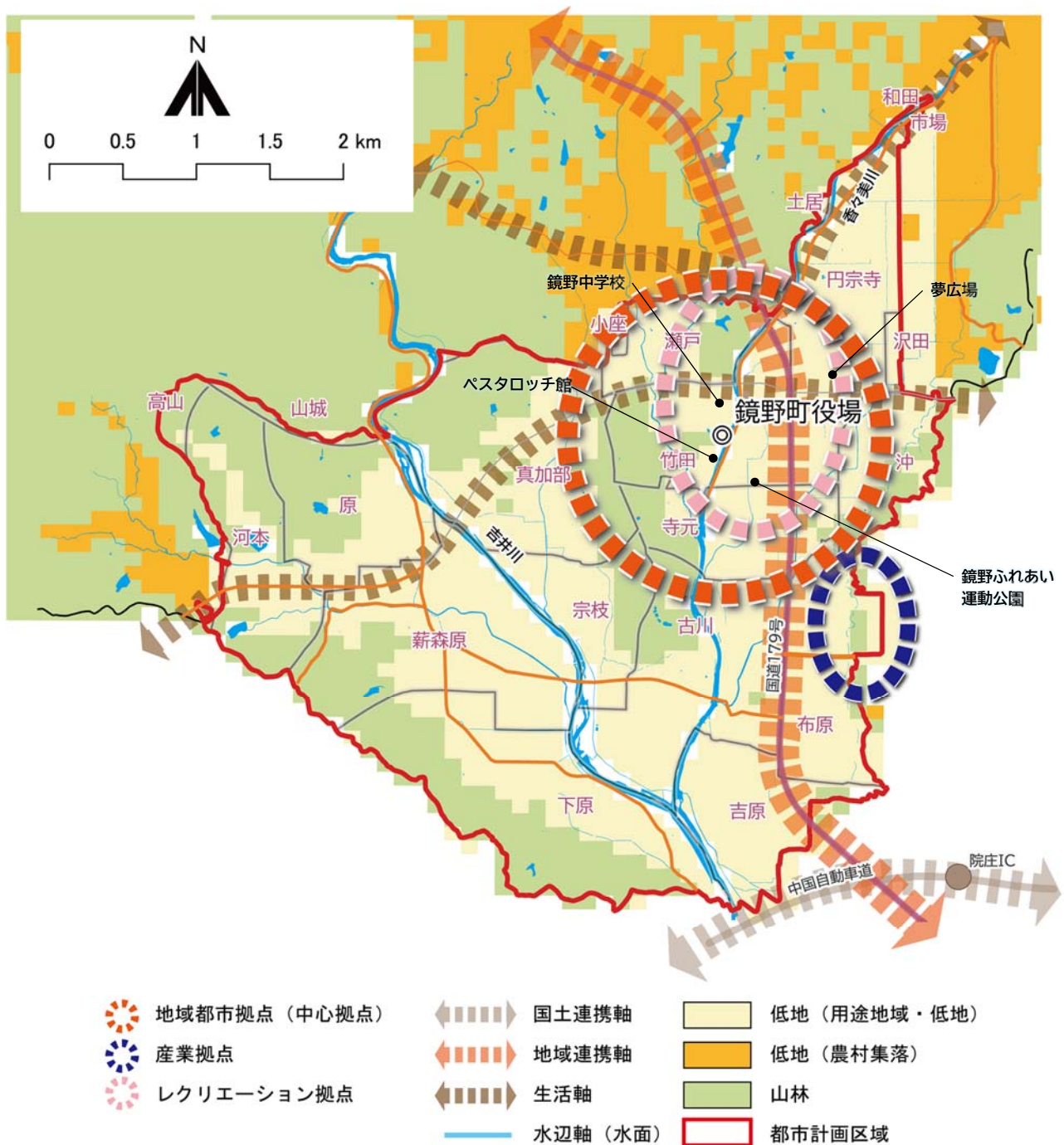
(2) 将来都市構造の設定

機能に応じた拠点(地域都市拠点、農村交流拠点、産業拠点、レクリエーション拠点及び高次都市拠点)と軸(国土連携軸、地域連携軸、生活軸)としての交通ネットワークにより、骨格構造を形成します。



都市計画区域には、役場周辺のおおむね1km圏域を地域都市拠点として設定し、コンパクトで求心力のある中心部を形成します。

■将来都市構造の設定（都市計画区域）



		考え方
広域 拠点	高次都市拠点 	・広域的圏域の拠点（高次都市機能を有する津山市街地） ・津山広域都市計画区域及び県北を圏域とする行政、商業・業務、医療・福祉、教育・文化などの高次都市機能が集積した魅力ある市街地を形成 ・県北の中心拠点として周辺地域との公共交通について利便性向上を促進
	地域都市拠点 （中心拠点） 	・町域程度の圏域（行政機能などが一定以上集積している市街地） ・鏡野町役場に近接する既成市街地 ・行政機能などの都市機能を維持したうえで、居住や都市機能を誘導することにより拠点機能を強化
	農村交流拠点 （地域生活拠点）  （小さな拠点） 	・集落の中心となる振興センター、公民館などの周辺であり、複数の集落が集まる地域の拠点 ・既存施設やインフラ等を活かしながら、地域都市拠点（中心拠点）へのアクセス性の維持・向上を図り、地域の生活サービスを維持し、住民によるコミュニティづくりを促進 ・富振興センター、上齋原振興センターは小さな拠点として位置づけ
	産業拠点 	・工業地域（津山産業・流通センター） ・広域的な物流拠点として流通業務施設を集積
	レクリエーション拠点 	・広域あるいは圏域のレクリエーションのための拠点 ・地域づくりへの交流循環につながる観光レクリエーション機能の拡充 ・各地域の施設等を含めたエリアを位置づけ

		考え方
軸	国土連携軸 	・近畿方面、広島・九州方面を結ぶ中国自動車道 ・各方面との連携強化を促進、院庄 IC で国道 179 号と接続し、鏡野町内部にアクセス
	地域連携軸 	・隣接市町を結び、連携を強化するための幹線道路（国道 179 号） ・国土連携軸・広域連携軸へのアクセスを強化
	生活軸 	・地域内の生活を支える生活軸（主な県道、町道や農道）
	水辺軸 （河川・湖） 	・吉井川（奥津湖、恩原湖）、香々美川、目木川、余川 ・水と自然にふれあう場としてや生物多様性を確保するグリーンインフラとしての環境軸

		考え方
ゾーン	低地（用途地域・低地） 	・現状を鑑み、住宅地、商業施設などの混在する市街地等を形成する低地のゾーン
	低地 （農村集落） 	・集落の生活環境を守る地域（農業生産基盤である農地及び農業集落が集積する暮らしや生業の場） ・身近な自然や里山景観を保全する低地のゾーン（災害抑制や景観を守るグリーンインフラとしてのゾーン）
	山林 	・山地や森林等の環境を守るためのグリーンインフラとしてのゾーン ・森林資源としてだけでなく、水源涵養、土砂流出防備など公益的機能としても重要であり、森林を保全・育成 ・優れた自然環境を保全（岡山県立森林公園・氷ノ山後山那岐山国定公園・湯原奥津県立自然公園、鳥獣保護区等）

(3) 都市施設の整備・管理方針

■道路

現決定路線については、整備済みであり、今後も円滑な交通処理機能や災害時の緊急輸送路としての機能の確保に向けて、計画的な維持・管理を関係機関に働きかけていきます。

都市計画道路

3・3・鏡1鏡野国道179号

L=3,460m W=25.0m(整備率100%)

■下水道

下水道整備は、平成10(1998)年以降に急速な整備を進め、令和5(2023)年度末に整備を完了しています。

今後は、老朽化が進展している下水道施設の改修や長寿命化対策について、計画的な更新整備などに取り組んでいきます。

■都市公園

令和6(2024)年度から供用を開始した都市公園、「鏡野ふれあい運動公園」は多様な活動の拠点、憩いの場として誰もが安心して快適に過ごせるよう安全・安心の施設管理を行っていきます。

(4) 地域特性に応じたまちづくり方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後のまちづくりの方向性などを考慮し、各地域の特性を活かすため、概ね次のようにゾーンを定め、それぞれの地域特性を活かした総合的なまちづくりに取り組みます。

地域区分	地域のまちづくりの方針
鏡野地域(南部)	交流核空間
鏡野地域(北部)・奥津地域・上齋原地域・富地域	憩い・癒し空間・なごみ空間

◆鏡野地域(南部)

役場を中心とした地域都市拠点(中心拠点)であり、人々が交流し、集い、賑わいが生まれる空間を目指します。

◆鏡野地域(北部)

地域の人とのつながりを大切にしながら、人と自然の調和が取れた心地よい空間を目指します。

◆奥津地域